

平成23年度 決算を認定



9月定例会報告

9月定例会は6日から20日までの15日間の日程で開催されました。

今定例会では、富士見町個人情報保護条例の一部を改正する条例、町道の路線の認定・変更及び廃止、平成24年度一般会計補正予算、平成23年度一般会計他7会計の決算の認定等、議員提案を含む22議案について審議し、全議案を原案通り承認・可決、決算については認定しました。

主な議案の内容と審議の結果

(9月定例会)

■条例

富士見町個人情報保護条例の一部改正

法令の中で個人情報保護の通知の規定がある場合、電子計算機の結合を行えるように規定を変更するものです。また、行政の保有する個人情報保護に関して、新たに罰則を規定するもので、施行は平成25年4月1日です。

〈全会一致で可決〉

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

固定資産税の課税について、住宅地に関する特例措置に誤りが見つかったため、管理責任として町長・副町長の10月分給与を5%減給するものです。減給ではなく、再発防止に取り組むことで解決すべきとの反対意見がありました。

〈賛成多数で可決〉

■事件案件

町道の路線の認定、変更及び廃止

8050号線、8051号線を新たに認定、3628号線、3671号線、3725号線を変更、5095号線を廃止しました。

〈全会一致で可決〉

■予算 一般会計補正予算(第4号)

新規就農者支援事業1444万円、町単河川施設災害復旧費1160万円、児童発達支援事業1083万円、予防接種事業628万円、住宅リフォーム支援事業350万円などが主な増額で、予算総額は69億5275万4千円になります。住宅リフォーム支援事業は、地域の活性化を図るので、申請が増えるようなら12月の補正で増額すべきとの賛成意見がありました。

〈全会一致で可決〉

■決算

平成23年度一般会計歳入歳出決算の認定

歳入は住民税、固定資産税、地方交付税が増加しましたが、国県支出金、臨時財政対策債が減少し、総額79億9533万8千円(前年比3.3%増)、歳出は地域総合福祉センター、小規模多機能施設建設の投資的経費が増加し、76億2295万9千円(前年比3.5%増)となりました。観光施設貸付事業特別会計に1億6000万円、花と心の里山推進事業に4000万円投入していることに反対。パノラマに土地を貸している個人、法人に関わる固定資産税の課税に対し、納得がいく説明がないとの反対意見がありました。

〈賛成多数で認定〉

■人事案件

富士見町教育委員会委員に、小林洋文氏(富里)と井出志保子氏(富士見)を任命することについて、全会一致で同意しました。

(7月臨時会)

役場庁舎外壁改修工事の工事請負契約の締結

スワテック建設株式会社
金 8190万円

〈全会一致で可決〉